

平成 27 年 4 月  
(独) 農林漁業信用基金 林業部門

**平成 27 年度における東日本大震災復旧等緊急保証  
(通称：震災保証) について**

東日本大震災復旧等緊急保証（通称：震災保証）については、当初、平成 27 年 3 月 31 日までに限り受付することとしておりましたが、平成 27 年度本予算の成立を受け、別紙 1 及び別紙 2 のとおり、平成 28 年 3 月 31 日まで、本年度分の受付を開始することとしました。

お問い合わせ先  
林業管理室：櫻井  
03-3294-5581  
林業部保証課：楠田  
03-3294-5585

(別紙1)

## 平成27年度における 東日本大震災復旧等緊急保証のお取扱いについて

平成27年度における東日本大震災復旧等緊急保証は、政府予算の成立をうけて、平成27年4月9日より受付を開始致しました。

### 1 受付期間

平成28年3月31日までです。

### 2 対象資金

以下の資金が対象となります。

#### 1号資金

被災地の復旧及び復興に係る運転資金及び設備資金（公庫の設備資金に係る融資残融資も対象となります。）

ア. 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に定める特定被災区域に事業拠点を有し、東日本大震災により被害を受けた方（以下「被災林業者等」）が行う復旧・復興事業。なお、特定被災区域で事業を行っていた被災林業者等が特定被災区域外に事業拠点を移して行う復旧事業を含む。

イ. 特定被災区域内において林業・木材産業の復興に資する事業。

#### 2号資金

特定被災区域内の主要販売先の罹災などによる間接的被害に係る運転資金。

### 3 保証料

貸付日から1年間の保証料が免除となります。（ただし、2号資金については特定被災区域内に事業拠点を有している方のみ。27年度以前から当該保証を利用されている方についても同様です。）

### 4 保証の申込みに必要な書類

下記までお問い合わせください

お問い合わせ先：農林漁業信用基金林業部保証課  
03-3294-5585・5586

(平成27年4月)

## 平成27年度 東日本大震災復旧等緊急保証のご案内

林業者・木材産業者の皆様が、東日本大震災での被害の復旧などに取り組むために、従来資金とは別枠で債務保証を受けることができる資金が更に1ヶ年延長されることとなりました。

### 受付期間

平成28年3月31日まで

### 対象資金

農林漁業信用基金(林業部門)が保証対象とするすべての資金

#### 1号資金

被災地の復旧及び復興に係る運転資金及び設備資金(公庫の設備資金に係る融資残融資も対象となります。)

ア「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に定める特定被災区域に事業拠点を有し、東日本大震災により被害を受けた方(以下「被災林業者等」)が行う復旧・復興事業。なお、特定被災区域で事業を行っていた被災林業者等が特定被災区域外に事業拠点を移して行う復旧事業を含む。

イ 特定被災区域内において林業・木材産業の復興に資する事業

#### 2号資金

特定被災区域内の主要販売先の罹災などによる間接的被害に係る運転資金

### 保証の範囲

原則100%保証

### 保証限度額

既存の一般保証分とは別枠で、原則4億円(これによりがたい場合は個別にご相談ください。)

設備資金については、事業の再建などに必要な範囲で基金が認められた額とし、運転資金とは別枠になります。

### 保証料

貸付日から1年間の保証料は免除といたします。(ただし、2号資金については特定被災区域内にお住まいの方のみ。26年度以前から当該保証を利用されている方についても同様です。)

### 担保

無担保の限度額 4億円

設備資金については原則として担保が必要です。補助事業の自己負担分についてご利用いただく場合は特に注意してください。

### 連帯保証人

1名以上(組合・会社の場合、代表者を含む)

個人については上記無担保の枠内で最大1,250万円まで無保証人とすることが可能です。

### 保証期間

運転資金・設備資金ともに15年以内(据置期間3年以内)

### 出資金

本資金に限り新規の保証利用者は保証額に関わらず1万円、既に出資を有している場合は追加出資不要となります。

(※)特定被災区域とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に定める区域

当保証の詳細については、農林漁業信用基金にご相談ください。

農林漁業信用基金 林業部 保証課 TEL 03-3294-5585・5586

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

平成27年(2015年)東日本大震災被害証明申請書

下記の記載内容について証明をお願い致します。

平成 年 月 日

事業者名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
事業種類 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ⑩

1. 取引企業の被害について **(取引企業の罹災証明の写し又は新聞記事・写真等の写しにより被害状況が明らかである場合は記入不要です。)**

- ・取引企業者名 \_\_\_\_\_
- ・取引事業者住所 \_\_\_\_\_  
(電話番号) \_\_\_\_\_
- ・取引企業主(代表者名) \_\_\_\_\_

・取引先企業被害状況  
(被害状況を把握している場合は、当てはまるものに○をし、その内容について詳細に記述してください)

(1) 建物・設備等の損壊 **(必ず記入して下さい。)**

(住所 \_\_\_\_\_ の事務所・工場・設備・( )が  
地震・津波・( )により全壊・半壊・流出・床上・床下浸水

(2) 営業上重大な支障

①ライフラインに支障 地震・津波・( )により電気・水道・  
燃料・( )等の供給が停止。

②運送手段に支障 ( \_\_\_\_\_ )

③従業員の死傷等、( \_\_\_\_\_ )  
人材の重大な損害 \_\_\_\_\_ )

④その他 ( \_\_\_\_\_ )

裏ページへ続く

2. 直接被害者との取引依存度について (必ず記入して下さい。)

罹災前の直近1か年間の総取引額等 (A) \_\_\_\_\_ 千円(m<sup>3</sup>)

上記における被災事業者との取引額等 (B) \_\_\_\_\_ 千円(m<sup>3</sup>)

(B)

$$\frac{\quad}{(A)} \times 100 = \underline{\quad} \%$$

(A)

その他被災した事業者との取引状況について(生産チップの全量を納入していた等) \_\_\_\_\_

(注)取引額等とは、売上高、総受注額、年間総取扱量などをいう。

3. 取引額等の減少率 ((1)、(2)とも必ず記入して下さい。)

(1) 震災後借入申込迄の間の3か月(平成 年 月から平成 年 月まで)の総取引額等 (A) \_\_\_\_\_ 千円(m<sup>3</sup>)

上記(A)に対する震災前同期3か月(平成 年 月から平成 年 月まで)の総取引額等 (B) \_\_\_\_\_ 千円(m<sup>3</sup>)

(B) - (A)

$$\frac{\quad}{(B)} \times 100 = \underline{\quad} \%$$

(B)

(2) 主要販売先の罹災などにより、最近の資金繰りの状況、事業に対する影響等について具体的にご記載下さい。

平成27年(2015年)東日本大震災被害証明書

平成 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

上記のとおり被害を受けたことを証明します。

ただし、上記に虚偽記載のある場合は、本証明を無効とします。

(各都道府県の森林管理署、森林組合、造林・育林、素材生産、木材・木製品製造等に係る中小企業等協同組合、同連合会など国内産木材取扱いに関連のある機関又は団体の長)